

規範

原供述者の発言時の精神状態に関する供述は、原供述者の供述が要証事実との関係で供述内容の真実性に問題がある。もっとも、精神状態に関する供述は、事実を体験（知覚・記憶）しておらず、**知覚・記憶の正確性は問題にならないため**、例外的に非伝聞証拠として証拠能力が認められる。

Point

- 過去の精神状態の供述は、記憶の過程で誤りが混入しうるので、伝聞証拠である。
- 過去の体験事実の存否が問題になる場合は、知覚・記憶・表現・叙述の過程で誤りが混入しうるため、伝聞証拠である。

過去問（司法）：H23

過去問（予備）：

過去問（実務基礎）：